

会計・ワークフローシステム
機器賃貸借・機器保守性要件

(案)

令和3年〇月

(公財) 神戸市民文化振興財団 総務部 総務課

目次

1.	本業務の内容	1
1.1.	対象範囲	1
1.1.1.	賃貸借対象機器	1
1.2.	スケジュール	1
1.2.1.	賃貸借期間	1
2.	機器賃貸借要件	1
2.1.	機器調達	1
2.1.1.	サーバ機器	1
2.2.	据付・調整等	2
2.2.1.	セットアップ	2
2.2.2.	設置・接続	2
2.2.3.	動作確認	2
2.2.4.	バックアップ	2
2.2.5.	成果物	2
3.	保守性要件	2
3.1.	基本要件	2
3.2.	ソフトウェア保守性要件	3
3.3.	ハードウェア保守性要件	3

以下に示す機器賃貸借、保守業務については、本仕様に基づき 5 年間のライフサイクルコストを見積額として掲示すること。なお、機器賃貸借・機器保守業務はリース契約とし、ケーブル等の必要付属品、機器等の設置・撤去に伴う付帯作業及び機器等を設置した後の保守経費を含むものとする。また、全て新品とする。

見積額の掲示にあたっては、想定した機器、スペック等について明細を掲示すること。

1. 本業務の内容

1.1. 対象範囲

1.1.1. 賃貸借対象機器

本件における調達範囲を下記に示す。

区分	本システム	調達対象について	
		調達範囲	特記事項（調達範囲に含まない場合の扱い）
機器	サーバ機器	調達範囲に含む	
	クライアント 端末	調達範囲に含まない	既存の端末を利用
	プリンタ等	調達範囲に含まない	既存のプリンタ等を利用
構築役 務等	セットアップ	調達範囲に含む	
	設置・接続	調達範囲に含む	
	動作確認	調達範囲に含む	
	バックアップ	調達範囲に含む	

1.2. スケジュール

1.2.1. 賃貸借期間

賃貸借期間は令和 3 年 12 月頃（予定）から 5 年間とする。

2. 機器賃貸借要件

2.1. 機器調達

2.1.1. サーバ機器

サーバスペック及び運用にあたるハードウェア構成について提案に明記することとする。

（下記の表に記載）

区分	スペック	数量
DB サーバ	CPU:3.2GHz, コア数:4 コア, ストレージSSD 256GB	〇台
AP サーバ	CPU:3.2GHz, コア数:4 コア, ストレージSSD 256GB	〇台
WEB サーバ	CPU:3.2GHz, コア数:4 コア, ストレージSSD 256GB	〇台
UPS	出力容量:500VA 以上, 運転方式:ラインインタラクティブ	〇台
基本ソフト(サーバ)	〇〇	〇台
ミドルウェア(サーバ)	〇〇	〇台

区分	スペック	数量
ウィルス対策ソフト (サーバー用)	〇〇	〇台

2.2. 据付・調整等

機器の据付・調整にあたっては当財団と協議のうえ行うこと。

2.2.1. セットアップ

調達した機器に、ミドルウェア等のソフトウェアのインストール及び各種設定等を行うこと。また、セットアップ作業、総合テスト（性能テスト、運用テスト）の立会いを行い、必要に応じて性能改善や運用改善を実施すること。なお、ソフトウェアのインストール、環境設定時には、設定に必要な項目一覧を提示し、それに対して当財団が指示する内容でインストール・設定を行うこと。簡易な追加設定については財団職員が行えるようインストールマニュアルを作成すること。

2.2.2. 設置・接続

調達したサーバ機器・端末・プリンタ等を所定の場所に設置すること。サーバ機器は指定する場所に設置する。

設置場所	住所	サーバ機器	端末	プリンタ
神戸文化ホール	神戸市中央区楠町 4-2-2	必要数		

機器等の納入については、機器搬入・組み立て・据付・結線作業（分電盤からの電源引込も含む）・ラックの耐震対策すべての作業を含むものとし、機器等を設置する場合、機器類の設置場所や大きさ等は事前に当財団職員と協議すること。また、電気容量及び必要となるコンセントの数を報告すること。

その他、必要に応じて、配線並びに接続を行うこととし、接続に際しては、以下を留意すること。

- ・接続したケーブルは色分けやタグの取付け等、機器ごとのグループの分類を考慮すること
- ・ケーブルの配線は、運用・保守作業を考慮し邪魔にならないような整理・工夫をすること。

2.2.3. 動作確認

機器セットアップ後の動作確認を、担当職員の立会いの下で実施すること。

2.2.4. バックアップ

ソフトウェアのサーバへのインストール、環境設定、動作確認完了後、バックアップ装置にバックアップを実施し、バックアップからのリストア手順書を作成し、納入すること。

2.2.5. 成果物

納入時の設定作業の成果物と、導入機器に関する「消耗品一覧」及び「緊急時対応手順書」を機器導入後、速やかに納入すること。

3. 保守性要件

3.1. 基本要件

納入設置後の機器等に対し、5年分の保守契約を結び、以下の保守を行えるようにすること。

- (1) 信頼性の高いサポート体制により、機器等が正常に稼動するため必要な保守作業を行うこと。

- (2) 障害発生時の対応
- (ア) 当財団からの障害連絡を下表の時間帯で受け付け、対応予定を速やかに伝えること。
- (イ) 保守部品（付属品を含む）を障害連絡の翌営業日までに供給が可能なこと。
- (3) 障害回復作業、保守作業の前後にその作業内容や障害の原因等を文書で当財団へ報告すること。
- (4) 契約期間中はシステムを運用保守する事業者からの問い合わせに対応すること。
- (5) 契約期間満了時には調達機器を設置場所から撤去するとともに、機器内に残存するデータをすべて消去し、物理的または磁氣的破壊若しくは公的機関が推奨する消去方式の専用ソフトによるデータ消去により復元不可能な状態にする措置を講じること。
- また、当該措置の履行確認については、当財団職員の立ち会い等（職員の立ち会いができない場合は、抹消措置の手順等を記したドキュメントとあわせて破壊済であることを示す写真又は消去ソフトが実行済であることを示すレポートやログデータ等の提出を、期限を定めて求める）により確実にを行うこと。

項目	対応時間
機器の保守・管理	月曜から金曜の8:45～17:30 ※土日祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。 なお、保守時間についても明記すること。

3.2. ソフトウェア保守性要件

- (1) サポート期間が満了しても次のバージョン又は代替ミドルウェア・ソフトウェアによりシステム環境の維持が可能であること。
- (2) 将来的に供給が継続される可能性が高いものであること。
- (3) 不正利用に対する対策がなされているものであること。
- (4) 機能的な不具合の修正、ソフトウェア導入作業をする場合の時間やプロダクト管理方法等、業務ソフトウェア、OS、ミドルウェア等ソフトウェアに係る保守手順を定義し、サポート体制を明確にすること。

3.3. ハードウェア保守性要件

- (1) 機器障害時の故障判定箇所特定、原因調査、復旧作業の切り分け等、サーバ、周辺機器、ネットワーク機器等ハードウェアに係る保守手順を定義し、サポート体制を明確にすること。
- (2) 定期的な点検を実施するとともに保守部品は事前に確保しておき、予防的交換を行うこと。